



消費生活センターからのお知らせ

◆電動キックボードの走行は気をつけて

車両や車輪がコンパクトで利便性が高い反面、凸凹や滑りやすい路面では不安定になる場合があります。走行時は車体が小さいため、他の車両から見落とされやすくなることもあります。操作や走行特性を十分に理解した上で使用しましょう。



◆小径のフライパン・片手鍋は取り扱いに注意

ガスコンロで重量の軽いものを使用すると調理油過熱防止装置が鍋底を押し上げて傾いたり、落下する可能性があります。取っ手や五徳のツメの向き、本体の位置等に注意して、取っ手を持ちながら使用しましょう。



はい 消費生活相談です 体験のつもりでエステに行ったら、 高額コースを勧められた

Q

昨日、広告を見て1万円のお試し脱毛を受けた。施術後、初めての方限定の6ヵ月15回20万円プランを勧められた。お試しだけのつもりだったが「限定は今日だけ」と言われて断り切れずエステの契約をしてしまった。解約したい。

A

サービス期間が1か月を超え、金額が5万円を超えるエステサービスの契約は「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当します。エステ契約の場合は、お店に行って契約した時でも、契約書面を受け取った日から数えて8日間はクーリング・オフができます。

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。書面が交付されないときや書面に不備や虚偽の記載があるときは期間が過ぎてもクーリング・オフできます。



めくニャンからの アドバイス

電子メールによる通知でもクーリング・オフが可能になりました。

これまでクーリング・オフをする際は書面で契約解除を通知する必要がありましたが、令和4年6月1日からは、**書面による通知に加えて、電磁的記録(電子メール・ファックス・事業者が自社のウェブサイト に設ける専用フォームなど)による通知が可能になりました。**

- 契約書面にクーリング・オフを書面で通知するよう記載があっても、電磁的方法で通知ができます。通知の送付先は事前に事業者を確認してください。
- クーリング・オフを通知するときは、契約の特定に必要な情報(契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額など)や通知を発した日を記載しましょう。解除する理由を書く必要はありません。
- クーリング・オフを行った証拠を残すために、**電子メールであれば送信メールを保存し、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム等であれば画面のスクリーンショットを残しましょう。**
- 事業者からクーリング・オフの通知を受け付けた旨のメールを確認し保存しておきましょう。
- クレジット契約をした場合はクレジット会社にも同時に通知します。

シグナル117号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行

目黒区消費生活センター

(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内

TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索

メールマガジン
を配信しています。

